

随時記者発表

| | | | | |
|-----------------------------|---|-------------|---|-----|
| 項 目 | 咽頭結膜熱警報の発令について | | | |
| 区 分 等 | 発 表 | 月 | 日 | 時 分 |
| | 資料配付 | 2月29日15時00分 | | |
| | 説明者 | | | |
| 配 付 資 料 | (速報値) 咽頭結膜熱の流行について (警報) | | | |
| 発 表 要 旨 | <p>道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年(2024年)第8週(2月19日(月)～2月25日(日))において、静内保健所管内の定点医療機関あたりの咽頭結膜熱患者報告数が、警報基準である3人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。</p> | | | |
| 報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い | 住民に対し、手洗いやうがいの励行、患者との密接な接触は避け、タオルなどは別に使うなど、感染予防の呼びかけをお願いします。 | | | |
| 担 当 | 北海道日高振興局保健環境部静内地域保健室 (静内保健所) 健康推進課長 原田 千恵利 電話 0146-42-0251 | | | |

(速報値) 咽頭結膜熱の流行について (警報)

令和6年(2024年)2月29日(木) 15時00分

北海道静内保健所

(北海道日高振興局保健環境部静内地域保健室)

電話: 0146-42-0251

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年(2024年)第8週(令和6年2月19日～令和6年2月25日)において、静内保健所管内の定点あたりの咽頭結膜熱患者報告数が、警報基準である3人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、静内保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 咽頭結膜熱の感染予防

患者との密接な接触を避けること、流行時には、うがいと石けんで手洗いの上、消毒用エタノールや速乾性手指消毒薬をすり込むようにして消毒します。

器具には、煮沸や次亜塩素酸ナトリウムでの消毒が有効です。

プールでは、水泳前にシャワーでよく体を洗い流すことが大切です。

2 咽頭結膜熱とは

アデノウイルスによる感染症で、プールを介して感染する場合は、ウイルスが含まれた水が結膜に直接侵入して感染し、集団での発生が見られることからプール熱とも言われます。患者の使用したタオルの共有や手指を介した接触感染、飛沫感染でも発症します。

咽頭結膜熱は、発熱で発症し、頭痛、食欲不振、全身倦怠感とともに、咽頭痛、結膜の充血、眼の痛みや涙が流れる、光がまぶしく感じる、眼脂(目やに)等の症状が3～5日続きます。これらの眼の症状は一般的に、片眼から始まり、その後もう一方の眼にも出現します。

年齢別には5歳以下に多くみられます。

季節によらず、年間を通じて発生しますが、6月頃から徐々に増えはじめ7～8月にピークになります。

学校保健安全法施行規則では、主要症状が消退した後2日を経過するまで出席停止と定められています。

3 その他

(1) 最近5週間における定点医療機関からの咽頭結膜熱患者報告状況

(表示は、「患者報告数(定点あたりの報告数)」単位:人)

| | 第4週 (1/22～1/28) | 第5週 (1/29～2/4) | 第6週 (2/5～2/11) | 第7週 (2/12～2/18) | ※第8週 (2/19～2/25) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------|
| 静内保健所 | 0 (0.00) | 1 (0.50) | 0 (0.00) | 5 (2.50) | 6 (3.00) |
| 全道 | 413 (2.97) | 394 (2.83) | 364 (2.62) | 325 (2.34) | 集計中 |
| 全国 | 3,881 (1.24) | 3,602 (1.15) | 3,345 (1.07) | 2,851 (0.91) | 集計中 |

※第8週の患者報告は速報値

全道の咽頭結膜熱流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/601/map.html>)

(2) 咽頭結膜熱の警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した咽頭結膜熱患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<咽頭結膜熱の警報レベル>

| | 開始基準値 | 終息基準値 |
|--------------|-------|-------|
| 定点あたりの患者数(人) | 3 | 1 |

※ 警報発令後は1定点医療機関当たりの患者数が1人未満で自動的に解除